

1. 電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金給付事業(予備費分)



(補正額)2,499,400千円
既計上額10,462,500千円
(所管課)健康福祉政策課

- 住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(予備費分)の支給に要する経費

現状・課題

- 令和5年11月2日付で閣議決定された総合経済対策において、物価高騰対策として行うこととしている、非課税世帯に対する1世帯当たり7万円の給付については、11月補正予算に基づき、今月末の支給開始に向けて取り組んでいる。

- これに加え、令和5年12月22日付で予備費の使用が閣議決定され、同じく総合経済対策の中で示された「住民税均等割のみ課税世帯への給付(10万円)」「こども加算(5万円)」についても年度内の早期支援を行うこととされている。

事業概要

- 事業費:2,499,400千円
- 事業内容
 - (1)住民税均等割のみ課税世帯に対する1世帯当たり10万円の支給【1,500,000千円】
令和5年度の個人住民税均等割のみの課税がなされる(所得割が課せられていない)者のみで構成される世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給する。
【対象世帯】
令和5年度均等割のみ課税世帯:約15,000世帯
 - (2)こども加算【940,000千円】
令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付への加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を支給する。
【加算対象】
原則として、令和5年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯と基準日(R5.12.1)において、同一世帯となっている18歳以下の児童:約18,800人
 - (3)支給に係る事務費【59,400千円】
 <主な積算内訳>
 ・システム改修業務委託:20,000千円 ・通知物発送に係る郵便料:11,316千円
 ・コールセンター等業務委託:20,000千円 等
- スケジュール(予定)
 - ・1月19日 専決予算措置
 - ・2月下旬～ 対象世帯へ確認書発送
 - ・3月下旬～ 対象世帯へ順次支給

給付イメージ



確認書の送付

確認書の返送

<対象世帯>



均等割のみ課税世帯、こども加算の対象となる世帯等には確認書を送付し、支給口座やこどもの扶養状況等を記載して返送してもらい、内容確認後に支給。

令和5年国経済対策に伴う給付金・定額減税一体措置について

(内閣府資料をもとに加工)

